

令和7年度 財政援助団体等監査の指摘事項に対する措置状況一覧

指摘事項内容	措置状況	措置通知 年 月 日	備考
経済観光部（経済・雇用戦略課）、指定管理者：有限会社かみんぐさじ 指定管理業務に係る収支決算について 次の不適切な事実により、指定管理業務に係る収支状況の報告が適切に行われていなかった。 ア 年間事業報告書により報告する指定管理業務に係る収支の状況として、法人全体の収支決算のみが記載されており、指定管理業務に係る収支の状況が確認できないこと。 イ 当該収支決算には、寄付金や法人税など、指定管理業務とは直接関係しない収支項目が計上されていたこと。 ウ 年間事業報告書について、所管課の収受印が押されたのみで、基本協定書第24条に基づく確認を行った文書が存在せず、所管課の判断が不明であること。 指定管理者においては、指定管理業務に係る会計処理をその他の会計処理と明確に区分し、収支状況の報告を適切に行うよう改善されたい。 所管課においては、指定管理業務に係る収支状況の報告が適切に実施されるよう指導されたい。	ア・イについては、担当課と指定管理者で協議を進めており、指定管理業務に係る収支となるよう修正しました。 ウについては、令和6年度の年間事業報告書の提出分から基本協定書第24条に基づく確認を実施しており、引き続き事務の徹底と継続に努めます。	令和8年5月14日	